

原子力損害の賠償に関する法律の一部を改正する法律案に対する修正案要綱

第一 目的の適正化

この法律の目的から、「原子力事業の健全な発達」という文言を削除すること。
(第一条関係)

第二 原子力事業者の免責事由の限定

異常に巨大な天災地変により生じた原子力損害については、原子力事業者の免責を認めないものとする
こと。
(第三条第一項ただし書関係)

第三 賠償措置額の引上げ

賠償措置額を「千二百億円」から「十兆四千億円」に引き上げること。
(第七条第一項関係)

第四 指針の見直し等

一 原子力損害賠償紛争審査会が定める指針について、少なくとも毎年一回検討を行い、必要があると認めるときは、これを変更しなければならないものとする。

二 原子力損害賠償紛争審査会は、指針を定め、又は一の検討を行うに当たっては、被害者及びその関係者の意見を聴かなければならないものとする。

第五 検討

一 政府は、少なくとも三年ごとに、平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故（二及び四において「平成二十三年原子力事故」という。）により生じた原子力損害の額を踏まえ、第三による引上げ後の賠償措置額の引上げについて検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

二 政府は、速やかに、平成二十三年原子力事故に係る原子力損害の賠償の実施の状況等を踏まえ、国の援助を受ける原子力事業者の株主その他の利害関係者の負担の在り方その他の原子力損害の賠償に関する制度の在り方について抜本的な見直しを含め検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

三 政府は、速やかに、原子力事故が生じた場合における国の責任の在り方を明確にする観点から、国の責任において行う被害者の救済に係る制度等について検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

四 政府は、二及び三の検討を行うに当たっては、平成二十三年原子力事故の被害者及びその関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

(附則第十条関係)

第六 その他

その他所要の規定を整備すること。